

## 藤井寺市道路等拡幅整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市道路等拡幅整備事業実施要綱(令和4年6月1日施行。以下「拡幅整備要綱」という。)に定める道路等の拡幅整備を行う建築主等を対象として、予算の範囲内において、藤井寺市道路等拡幅整備補助金(以下「補助金」という。)を交付するに当たり、その交付に関し、藤井寺市補助金交付規則(昭和48年藤井寺市規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、拡幅整備要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、拡幅整備要綱第3条の協議を行った次に掲げる建築主等とする。

- (1) 狭あい道路整備に必要となる用地の寄附を行う目的で、測量分筆登記及び拡幅整備を行う建築主等
- (2) 拡幅指定道路整備に必要となる用地において拡幅整備を行う建築主等
- (3) 市長がやむを得ない理由があると認める場合において、狭あい道路整備に必要となる用地の無償使用契約を締結する目的で、測量分筆登記及び拡幅整備を行う建築主等

(補助対象工事等及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる工事は、別表第1に定める工事とし、補助金の額は、別表第1に定める標準単価及び別表第2に定める補助率により算出した額(1,000円未満は切り捨てとする。)とする。

2 補助対象者が他の制度に基づき同種の補助金を得たことがあるときは、市長は補助金の額を減額することができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、藤井寺市道路等拡幅整備補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 拡幅整備要綱第3条第1項に規定する事前協議書の写し
- (2) 位置図
- (3) 拡幅用地の現況を示す図面及び写真
- (4) 道路等整備計画を示す図面(平面図、断面図等)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、同項に掲げる書類の一部を省略させることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、藤井寺市道路等拡幅整備補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請を行った者に通知するものと

する。

(変更交付申請)

第7条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、申請内容の変更をしようとするときは、藤井寺市道路等拡幅整備補助金変更交付申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定内容を変更する必要があると認めるときは、当該補助決定者に対し、藤井寺市道路等拡幅整備補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(報告及び検査)

第9条 補助決定者は、拡幅整備が完了したときは、道路等拡幅整備完了報告書(様式第5号)に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 第3条第1号に該当する補助対象者の場合

ア 拡幅整備に要した費用、支払額等を証する書類

イ 用地寄附申出書に記載する登記に必要な書類

(2) 第3条第2号に該当する補助対象者の場合

ア 拡幅整備に要した費用、支払額等を証する書類

イ 拡幅指定道路整備に必要な用地の登記に必要な書類

(3) 第3条第3号に該当する補助対象者の場合

ア 拡幅整備に要した費用、支払額等を証する書類

イ 土地使用貸借契約書

ウ 地積図又は求積図

エ 土地登記簿謄本等関係書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定による検査の結果を適正と認めるときは、補助金の額を確定し、当該補助決定者に対し、藤井寺市道路等拡幅整備補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、藤井寺市道路等拡幅整備補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求における補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 不正な手続により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定の取消しを行ったときで、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、補助金の返還を命じるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

補助金の標準単価

補助対象工事等		標準単価		
	測量分筆登記	1件につき	460,000円	
	舗装工事	1㎡につき	11,000円	
	L型側溝工事	1mにつき	16,000円	
	U型側溝工事	1mにつき	23,000円	
	集水枳(L型)工事	取付管あり	1箇所につき	78,000円
		取付管なし	1箇所につき	48,000円
	集水枳(U型)工事	取付管あり	1箇所につき	102,000円
取付管なし		1箇所につき	72,000円	

備考

1. 分筆登記等に係る費用は、すでに確定された土地について分筆登記等を行う際に発生する費用とする。
2. 舗装面積、側溝延長等の数値に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
3. 舗装工事の路盤は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ(HMS-25) t=15cm、舗装は再生密粒度アスコン(13mm) t=5cmとする。
4. 側溝及び集水枳の構造は、藤井寺市開発指導要綱(第4次改訂版)に基づくものとする。
5. 取付管は塩化ビニル管VUφ150mmとし、集水枳から本管までとする。

## 別表第2(第4条関係)

## 補助率

区 分	分筆登記	舗装整備	側溝整備	管渠整備
1 全て寄附(道路部分及び側溝部分の全て寄附)	分筆登記費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)	標準工事費× (10/10)	標準工事費× (10/10)
2 道路部分の寄附及び側溝部分の無償使用契約(分筆あり)	分筆登記費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)	標準工事費× (1/2)	標準工事費× (1/2)
3 道路部分の寄附及び側溝部分の無償使用契約(分筆なし)	分筆登記費 ×(8/10)	標準工事費 ×(10/10)	標準工事費× (1/2)	標準工事費× (1/2)
4 全て(道路部分及び側溝部分)無償使用契約(分筆あり)	分筆登記費 ×(1/2)	標準工事費 ×(1/2)	標準工事費× (1/2)	標準工事費× (1/2)
5 道路部分の無償使用契約(分筆あり)及び側溝部分の無償使用契約(分筆なし)	分筆登記費 ×(4/10)	標準工事費 ×(1/2)	標準工事費× (1/2)	標準工事費× (1/2)
6 道路部分の無償使用契約(分筆なし)及び側溝部分の無償使用契約(分筆なし)	/	標準工事費 ×(1/2)	標準工事費× (1/2)	標準工事費× (1/2)
7 拡幅指定道路整備によるもの	分筆登記費 ×(10/10)	標準工事費 ×(10/10)	標準工事費× (10/10)	標準工事費× (10/10)

## 備考

1. 標準工事費は、標準単価に数量を乗じて得た額又は見積価格(消費税抜き)を比較し安価な額により算定する。
2. 舗装面積、側溝築造等の数値に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
3. 分筆登記費は、標準単価と見積価格(消費税抜き)を比較し安価な額とする。  
2件以上の場合は、標準単価に件数を乗じて得た額又は見積価格(消費税抜き)を比較し安価な額とする。